佐賀県公報
平成19年
11月7日
（水曜日）
第12979号

目次

（◎印は、県例規集に登載するもの）

規則
◎佐賀県立病院好生館規則の一部を改正する規則（八二・医務課）一
告示
○廃棄物処理施設の変更の許可申請（六〇三・廃棄物対策課）二
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（六〇四・長寿社会課）三
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（六〇五・〃）三
○道路の区域の変更（六〇六・道路課）三
公告
○井手口川ダム（本体）建設工事に係る一般競争入札（水資源対策課）三
選挙管理委員会事項
○政治資金規正法に基づく政治団体の公表（告示・七三）七
○政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動（〃・七四）八
○政治資金規正法に基づく政治団体の解散（〃・七五）二
○政治資金規正法資金管理団体の届出（〃・七六）三
○政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動（〃・七七）三
○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し（〃・七八）三

公布された規則のあらまし

○**佐賀県立病院好生館規則の一部を改正する規則**（規則第八二号）

1　佐賀県立病院好生館の事務局に新病院建設課を置くこととした。（第二条関係）

2　新病院建設課の分掌事務を定めることとした。（第三条関係）

3　この規則は、公布の日から施行することとした。

○規則

佐賀県立病院好生館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十一月七日

佐賀県知事　古川　康

◉**佐賀県規則第八十二号**

佐賀県立病院好生館規則の一部を改正する規則

佐賀県立病院好生館規則（昭和三十六年佐賀県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「医事課」を「医事課 新病院建設課」に改める。

第三条の表中

「

医事課	一　受診受付に関すること。 二　入院及び外来の診療報酬等の計算及び請求に関すること。 三　患者統計その他医事に関すること。 四　医療社会事業に関すること。

」を

「

医事課	一　受診受付に関すること。 二　入院及び外来の診療報酬等の計算及び請求に関すること。 三　患者統計その他医事に関すること。 四　医療社会事業に関すること。
新病院建設課	好生館の移転に関すること（健康福祉本部医務課の所掌に係る事務を除く。）

」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○告示

◉佐賀県告示第六百三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第九条第一項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の許可申請及び同法第十五条の二の五第一項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の許可申請が次のとおりあったので、同法第九条第二項において準用する同法第八条第四項及び同法第十五条の二の五第二項において準用する同法第十五条第四項の規定により、申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を一般の縦覧に供する。

なお、当該一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、佐賀県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成十九年十一月七日

佐賀県知事　古　川　　康

一　変更許可を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社　大島産業

佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田二一三三番地ロ第一

代表取締役　大島　千尚

二　一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置の場所

佐賀県神埼市脊振町服巻二一三三番一

三　一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の種類

㈠　一般廃棄物処理施設の種類

焼却施設

㈡　産業廃棄物処理施設の種類

焼却施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第三号、第五号、第八号及び第十三号の二に規定する焼却施設をいう。）

四　一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類及び産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

㈠　一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

可燃ごみ

㈡　産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、動物のふん尿及び動物の死体並びに廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破砕物を含む。）

五　申請年月日

平成十九年一月二十九日（一般廃棄物処理施設）

平成十八年二月二十八日（産業廃棄物処理施設）

六　縦覧の場所並びに期間及び時間

㈠　縦覧の場所

佐賀県佐賀中部保健福祉事務所（佐賀市八丁畷町一番二十号）

㈡　縦覧の期間及び時間

平成十九年十一月七日から平成十九年十二月六日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

七　意見書の提出

㈠　提出期限

平成十九年十二月二十日

㈡　提出方法

持参又は郵送（提出期限日の消印有効）

㈢　提出場所

佐賀県くらし環境本部廃棄物対策課（郵便番号八四〇－八五七〇　佐賀

市城内一丁目一番五十九号）又は佐賀県佐賀中部保健福祉事務所（郵便番号八四九－八五八五　佐賀市八丁畷町一番二十号）

(四)　意見書に記載すべき事項（日本語で記載すること。）

ア　意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

イ　意見書を提出する対象施設の名称

ウ　対象施設の変更に係る具体的な利害関係

エ　生活環境保全上の見地からの意見

◉佐賀県告示第六百四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成十九年十一月七日

佐賀県知事　古　川　　康

サービスの種類	名称	所在地		変更年月日
		新	旧	
福祉用具貸与及び特定福祉用具販売	有限会社ヘルスアンドケアーズ	伊万里市伊万里町甲九二番地	伊万里市伊万里町甲七三八番地	平成一九・七・一七

◉佐賀県告示第六百五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成十九年十一月七日

佐賀県知事　古　川　　康

サービスの種類	名称	所在地		変更年月日
		新	旧	
介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売	有限会社ヘルスアンドケアーズ	伊万里市伊万里町甲九二番地	伊万里市伊万里町甲七三八番地	平成一九・七・一七

◉佐賀県告示第六百六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年十一月七日から平成十九年十二月六日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月七日

佐賀県知事　古　川　　康

道路の種類及び路線名	道路の区域			
	区間	変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
県道北茂安三田川線	三養基郡みやき町大字東尾字二本松五七三番二地先から三養基郡みやき町大字東尾字一本杉七五五番二地先まで	後	二〇・〇～一五・〇	三〇八・一
	三養基郡みやき町大字東尾字二本松五七三番二地先から三養基郡みやき町大字東尾字一本杉七五五番二地先まで	前	一四・一～八・四	三〇八・一

○公　告

多目一債　第1109130-001号　井手口川ダム（本体）建設工事について、特定建設共同企業体（以下「共同企業体」という。）による一般競争入札を行い

ますので、入札参加申請の受付の期間及び方法を次のとおり公告します。

この工事は、施工体制確認型総合評価落札方式標準型を適用します。

また、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。

平成19年11月７日

佐賀県知事　古　川　　康

1　工事概要

(1)　工事名　多目一債　第1109130-001号　井手口川ダム（本体）建設工事

(2)　工事場所　佐賀県伊万里市大川町大字東田代地先

(3)　工事内容

ア　本ダムは、松浦川水系井手口川に建設する多目的ダムである。

イ　本工事は、転流工、掘削工、堤体工、基礎処理工、諸工事等である。

ダム型式	重力式コンクリートダム
堤高	43.7m
堤頂長	235.0m
堤体積	117,200m^3（減勢工を含む。）
本体掘削	98,000m^3
基礎処理（グラウチング）	14,000m
諸工事	一式
仮設備	一式

(4)　工期　契約の日から平成23年10月31日まで

(5)　予定価格　5,245,096,000円（左記予定価格は、消費税額及び地方消費税額を含まない金額である。）

2　入札参加資格に関する事項

(1)　共同企業体の構成員の資格要件

ア　すべての構成員は次の資格要件を満たすものとする。

(ア)　佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）第２条第２項により土木一式工事の認定を受けていること。

(イ)　建設業法（昭和24年法律第100号）第３条の規定により土木一式工事に係る特定建設業の許可を有していること。

(ウ)　本工事に対応する許可業種につき、営業年数が少なくとも５年あること。

(エ)　佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を、１に示した工事（以下「本工事」という。）の入札参加資格確認申請書提出期限日から開札の日までの間受けていないものであること。

(オ)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当しないものであること。（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は同項の規定に該当しない者である。）

(カ)　本工事の入札参加資格確認申請書提出期限日以前６か月から開札の日までの間、金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。

(キ)　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本、人事面若しくは技術面において関連がある者でないこと。

(ク)　本工事の開札の日までに、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更正又は再生手続きの申立がなされた者でないこと。ただし、更生又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格審査申請書を再度提出し、(ア)の認定を受けた者を除く。

(ケ)　本工事の他の入札参加資格者（他の構成員を含む。）と、資本若しくは人事面において強い関連がある者でないこと。

(コ)　土木一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得るものであること。

イ　Ａグループは次の資格要件を満たすものとする。

(ア)　平成18年６月１日から平成19年５月31日までの間に基準日がある経営事項審査において土木一式工事の総合評定値（以下「総合評定値」という。）が1,250点以上であること。

なお、随時に入札参加資格審査の申請を行った者については、当該申請に係る経営事項審査の総合評定値を基準とする。

(イ)　平成９年11月１日から平成19年10月31日までの間において、単独又は共同企業体の代表者として堤高30m以上の重力式コンクリートダム工事について竣工した実績を有すること。（試験湛水中も含む。）

ウ　Ｂグループは次の資格要件を満たすものとする。

(ア)　平成18年６月１日から平成19年５月31日までの間に審査基準日がある経営事項審査において土木一式工事の総合評定値が950点以上1,250点未満であること。

なお、随時に入札参加資格審査の申請を行った者については、当該申請に係る経営事項審査の総合評定値を基準とする。

(イ)　コンクリート構造物工事について、平成９年11月１日から平成19年10月31日までの間において、単独又は共同企業体の構成員（出資比率20％以上）として竣工した実績を有すること。

エ　共同企業体としては次の資格要件を満たすものとする。

ダム工事総括管理技術者、小規模ダム工事総括管理技術者、技術士（建設部門）又は１級土木施工管理技士のいずれかの資格を有する者（技術士（建設部門）又は１級土木施工管理技士にあっては、堤高30m以上の重力式コンクリートダム工事で監理（主任）技術者として累計10年以上の経験を有する者）１名を当該工事に専任で配置できること。

なお、アの(ウ)で規定する監理（主任）技術者と兼ねることができる。

(2)　構成員の数

Ａグループ１社とＢグループ２社が各々任意に結成する３社の組合せとする。

(3)　出資比率

すべての構成員が20％以上の出資比率であること。

(4)　代表者の要件

ア　より大きな施行能力を有する者で、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

イ　土木一式工事に係る監理技術者を配置できる者であること。

(5)　存続期間

ア　県工事の相手方となった者

本工事に係る請負契約の履行後１年を経過した日まで。

イ　県工事の相手方とならなかった者

本工事に係る請負契約の相手方が確定した日まで。

3　入札参加資格確認申請書及び提出資料

(1)　入札参加資格確認申請書

(2)　共同企業体協定書

(3)　共同企業体編成表

(4)　同種工事の施工実績調書

(5)　配置予定技術者調書（共同企業体の代表者及び２の(1)のエの技術者）

(6)　総合評定値結果通知書の写し

（平成18年６月１日から平成19年５月31日までの間に基準日があるもの）

(7)　技術提案書

(8)　その他知事が必要と認めるもの

4　入札参加資格確認申請書及び提出資料の受付期間及び受付場所等

３については、書面にてイの受付場所に提出するものとする。

（郵送による提出については、平成19年12月20日（木）必着とする。）

申請書については、平成19年11月８日（木）から平成19年12月20日（木）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）

に規定する休日を除く。）の９時から16時までイの受付場所において配布する。また、佐賀県ホームページ（ＵＲＬ：http://www.pref.saga.lg.jp）にも同期間掲載する。

ア　受付期間

平成19年11月８日（木）から平成19年12月20日（木）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の９時から16時まで

イ　書面による受付場所

郵便番号　848-0041　伊万里市新天町122－４

伊万里土木事務所総務課

電話　0955－23－4737

5　入札及び開札の日時及び場所

入札は、紙入札（工事内訳書を含む。）により行います。

なお、日時は予定であり、後日変更する場合があります。

正式な日時については、別途、入札参加資格確認通知書に記載します。

日時　平成20年１月23日（水）14時

場所　伊万里市新天町122－４

伊万里総合庁舎　別館会議室

6　その他

(1)　手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2)　入札保証金及び契約保証金

ア　入札保証金

佐賀県財務規則（平成４年佐賀県規則第35号）第103条第２項第２号の規定により免除する。

イ　契約保証金

納付すること。ただし、佐賀県財務規則第116条の規定に基づく担保を供することによって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の１以上（佐賀県財務規則第106条第２項各号に規定する額（以下「低入札価格」という。）を下回る価格で契約を締結したときは、10分の３以上）とする。

(3)　落札者の決定方法等

ア　予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。地方自治法施行令第167条の10第１項の規定により評価値が最も高い者以外の者を落札者とすることがある。

イ　低入札価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、後日低入札価格調査制度事務処理要領に規定する調査を行い、落札者を決定する。

ウ　低入札価格を下回る価格で契約が行われた場合は、低入札価格調査制度事務処理要領に規定する監督・検査の強化及び工事完了後の実績確認等を実施する。

(4)　競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加

２の(1)のアの(ア)に掲げる佐賀県の入札参加資格の認定を受けていない者で入札参加を希望するものは、４の申請書を提出する以前に、入札参加資格審査の申請を行うこと。

入札参加資格審査の申請書の提出期限、提出場所及び提出方法については下記のとおりとする。

提出期限　平成19年12月６日（木）

提出場所　郵便番号　840-8570　佐賀市城内一丁目１番59号

佐賀県県土づくり本部建設・技術課入札契約担当

電話　0952－25－7153

提出方法　持参又は郵送すること。（ただし、郵送による提出について

は、平成19年12月６日（木）17時までに必着するよう書留郵便で佐賀県県土づくり本部建設・技術課入札契約担当に提出すること。）

⑸　入札の中止

入札参加資格確認の結果又は入札辞退により入札参加者が１者となった場合は、入札を取りやめる。

⑹　この調達契約は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

⑺　問い合わせ先

アとイの問い合わせ先に平成20年１月７日（月）までに書面又は電子メール（質問を電子メールで送付される場合には、メールの件名を「一般競争入札の工事に関する質問」としてください。）で送付すること。

ア　入札参加資格確認申請書の提出など、入札手続きについての問い合わせ

郵便番号　848-0041　伊万里市新天町122－４
伊万里土木事務所総務課
電話　0955－23－4151
メールアドレス　imaridoboku@pref.saga.lg.jp

イ　工事の概要、入札参加資格要件等についての問い合わせ

郵便番号　848-0041　伊万里市新天町122－４
伊万里土木事務所ダム建設課
電話　0955－23－4737
メールアドレス　imaridoboku@pref.saga.lg.jp

7　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity：Takumi Ikeda, Director General, Prefectural Planning Head Office, Saga Prefectural Government.

⑵　Subject matter of the contract：Construction of the Ideguchigawa Dam off the Matsuura River.

⑶　Deadline for the submission of application forms for the qualification：4:00PM, 20 December 2007.

⑷　Deadline for the submission of tenders：2:00PM, 23 January 2008.

⑸　Contact point for tender documentation：General Affairs Division, Imari Construction Office, 122-4, Shintencho, Imari City, Saga Prefecture, 848-0041. TEL 0955-23-4151

○　選挙管理委員会事項

◉佐賀県選挙管理委員会告示第七十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成十九年十一月七日

佐賀県選挙管理委員会
委員長　松　尾　紀　男

一　政党

政党の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党上峰町支部	糸山　和男	伊東　盛雄	三養基郡上峰町坊所一五九三
自由民主党佐賀県参議院選挙区第三支部	川上　義幸	山口三喜男	佐賀市水ヶ江一丁目八－一七 自民党佐賀県連会館
自由民主党三養基郡協議会	糸山　和男	漆原　悦子	三養基郡上峰町大字坊所一五九三
自由民主党七山支部	中村　健一	吉村　陽一	唐津市七山白木二七五六－一

自由民主党佐賀県建設支部	岸本　剛	川副　正康	佐賀市城内二―二―三七
自由民主党佐賀県環境保全支部	池田　義正	池田　義正	佐賀市諸富町山領九八四
自由民主党佐賀県伊万里市第五支部	岡口　重文	草場　勝美	伊万里市大川町大川野二八四四番地

二　その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
井手いさお後援会	波多　毅	谷　成敏	伊万里市南波多町小麦原一七二
みつたけ学後援会	中村　松男	光武　学	鹿島市大字飯田丙九四〇―二
所賀ひろし後援会	所賀　廣	山崎　國朗	藤津郡太良町大字多良一六九六番地一
日本司法書士政治連盟佐賀会	馬場　實	力武　秀幸	佐賀市中の小路七番三号
日本司法書士政治連盟佐賀会	長田　徃	嘉村　幸彦	佐賀市中の小路七番三号
小石弘和後援会	内田　孝喜	小林　陽一	鳥栖市萱方町一五一―九
古賀種文後援会	中尾　弘	古賀　務	佐賀郡川副町大詫間一九五五番地
川上義幸武雄地区後援会	樋渡　啓祐	吉原　武藤	武雄市朝日町大字中野一〇七九七番地一
川上義幸後援会	川上　義幸	山口三喜男	佐賀市神園二―八―二三パークサイド神園一〇一号室
中村健一後援会	江口　利安	中村　良子	唐津市七山白木二七五六第一
野田ヨシエ後援会	武富健治郎	吉田　正行	鳥栖市藤木町二二三六番地
山口巌後援会	竹下　好郎	待永　博人	藤津郡太良町大字伊福甲三二七一―一〇
川下たけのり後援会	梅津　晴義	中村　千鶴	藤津郡太良町大浦丙九七五番地二
世界平和連合佐賀県連合会	城尾　弘信	城尾　弘信	佐賀市神野東二丁目八番三一号大昭ビル２Ｆ北
牟田則雄後援会	牟田　則雄	牟田　則雄	藤津郡太良町大字糸岐七二〇二―一〇
江口澤巳後援会	本村　光寿	内田　芳治	佐賀郡川副町大字小々森二一〇一―一一
副島准一後援会	松尾　浩介	北村　守	佐賀郡東与賀町大字下古賀一八九九番地
木下繁義後援会	木下　輝夫	近藤　徹	藤津郡太良町大字大浦甲一〇六―二
江島かんじ後援会	副島　道昭	西村　義己	佐賀郡川副町大字鹿江四五〇―二
中野しげやす後援会	中野　茂康	中野　定子	佐賀郡久保田町大字久保田一一七一
しぶた満後援会	渋田　満	徳永　壽子	佐賀郡久保田町大字徳万一五六九
西岡まさひろ後援会	西岡　正博	秋葉　正俊	佐賀郡久保田町大字新田一五三四―一
鶴丸やすよし後援会	古賀　博	鶴丸　良子	佐賀郡久保田町大字新田七七三番地
新しいリーダーとまちづくりを始める会	山田　恭輔	山田　博一	杵島郡江北町大字佐留志一九三二番地六

◉佐賀県選挙管理委員会告示第七十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成十九年十一月七日

佐賀県選挙管理委員会
委員長　松　尾　紀　男

一　政党

政党の名称	異動事項	新	旧
自由民主党厳木支部	会計責任者	福山　勝芳	森山　正則

民主党佐賀県参議院選挙区第一総支部	主たる事務所の所在地	佐賀市神野東四丁目一二－二三	佐賀市中の小路七－一〇パークサイド一〇三号
自由民主党肥前町支部	主たる事務所の所在地	唐津市肥前町新木場一九四五	唐津市肥前町田野甲一〇〇一番地五
	代表者	滝本　隆仁	川口半一郎
	会計責任者	前田　一徳	中江　定吉
自由民主党上峰町支部	主たる事務所の所在地	三養基郡上峰町坊所一五九三	三養基郡上峰町大字前牟田三五二
	代表者	糸山　和男	石丸　三好
	会計責任者	伊東　盛雄	石丸　三好
自由民主党久保田町支部	主たる事務所の所在地	佐賀郡久保田町大字久保田八〇五－一	佐賀郡久保田町大字新田一六五八
	代表者	古賀　善行	御厨　俊幸
	会計責任者	今泉　豊	中野　茂康
自由民主党武雄市支部	主たる事務所の所在地	武雄市朝日町大字中野一〇七九七番地一	武雄市西川登町大字神六二八一九五番地
	代表者	谷口　攝久	藤山　馨
自由民主党川副町支部	主たる事務所の所在地	佐賀郡川副町大字鹿江一七八三	佐賀郡川副町大字犬井道一八七六－一
	代表者	高祖　政廣	竹下　洋
自由民主党佐賀県参議院選挙区第三支部	会計責任者	手塚　國俊	山口三喜男
自由民主党佐賀県薬剤師支部	代表者	高祖　順一	宇都宮　甫
	会計責任者	佛坂　浩	川副　隆裕
自由民主党三養基郡協議会	主たる事務所の所在地	三養基郡上峰町大字坊所一五九三	三養基郡みやき町大字西島二五五〇－二
	代表者	糸山　和男	原野　辰義
	会計責任者	漆原　悦子	中島　一彦

自由民主党佐賀県支部連合会	代表者	今村　雅弘	陣内　孝雄
	会計責任者	森山　林	小池　幸照
自由民主党鳥栖市支部	代表者	指山　清範	小石　弘和
	会計責任者	中村　圭一	松隈　清之
自由民主党佐賀県ときわ会支部	会計責任者	有岡　正	秋田健一郎
自由民主党伊万里市支部	代表者	前田　教一	黒川　通信
民主党佐賀県総支部連合会	代表者	園田　泰郎	大串　博志
自由民主党三瀬村支部	主たる事務所の所在地	佐賀市三瀬村三瀬二七八四番三	佐賀市三瀬村三瀬三一五番地
	代表者	山本　義昭	藤野　兼治
	会計責任者	豆田　守正	平川　乙次
民主党佐賀県総支部連合会	代表者	原口　一博	園田　泰郎
自由民主党佐賀県多久市第一支部	主たる事務所の所在地	多久市北多久町大字小侍二一三三番地二	多久市北多久町大字小侍六七二番地一
自由民主党多久市支部	主たる事務所の所在地	多久市北多久町大字小侍二一三三番地二	多久市北多久町大字下多久一七一番地一
	会計責任者	角田　一彦	田中　英行
自由民主党佐賀県佐賀市第七支部	政治団体の名称	自由民主党佐賀県佐賀市第七支部	自由民主党佐賀県佐賀郡第三支部
自由民主党佐賀市支部	代表者	福井　久男	吉田　欣也
	会計責任者	石丸　純子	堤　正之
民主党佐賀県参議院選挙区第一総支部	主たる事務所の所在地	佐賀市中央本町三番一号ジックスセンタービル六階	佐賀市神野東四丁目一二番二三号

二　その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧
佐賀県鳩山威一郎後援会	代表者	木下　武文	福岡　福麿
福岡日出麿酒類業後援会	代表者	木下　武文	福岡　福麿
はしづめ敏後援会	代表者	吉田　平八	井手口清男
岩橋紀行後援会	主たる事務所の所在地	伊万里市脇田町六〇五番地	伊万里市脇田町八〇〇番地
	代表者	岡本　修	岩橋　徳次
	会計責任者	東島　悟	岩永　清博
国際勝共連合佐賀県本部	主たる事務所の所在地	佐賀市神野東二丁目八番三一号　大昭ビル２Ｆ北	伊万里市二里町八谷搦九二七番地
	代表者	城尾　弘信	村岡　康孝
	会計責任者	城尾　弘信	村岡　康孝
西山英徳後援会	代表者	野中　良夫	野中　史雄
後藤信八後援会	代表者	渡邉　靖	前地　達男
川副綾男後援会	代表者	古賀　善行	木村　正幸
橋本やすし後援会	主たる事務所の所在地	鳥栖市本町一丁目八六四	鳥栖市京町七二九番地
品川義則後援会	主たる事務所の所在地	三養基郡基山町大字宮浦二四六－一六	三養基郡基山町大字宮浦二五九－四一
	代表者	大久保清一	武内　満
	会計責任者	小川　靖芙	大久保清一
筒井さちお後援会	代表者	福島　浩	志岐　和磨
いなどみ正敏後援会	主たる事務所の所在地	武雄市武雄町大字富岡一〇六七五番地一	武雄市武雄町大字富岡八九三〇番地一
	代表者	松本　和夫	森　謙治

八谷克幸後援会	主たる事務所の所在地	神埼市神埼町永歌二八九番地	神埼市神埼町鶴三六四八番地一
末安伸之後援会	会計責任者	池田　一馬	末安　勇夫
桃崎みねと後援会	主たる事務所の所在地	唐津市浜玉町横田下五一八	唐津市浜玉町浜崎一六三五－一
山口隆敏後援会	主たる事務所の所在地	西松浦郡有田町岩谷川内二丁目五番一号	西松浦郡有田町南原甲八三四
伊東盛雄後援会	代表者	寺﨑　三男	藤原　惇
	会計責任者	伊東　久子	福岡　政孝
石倉ひでさと後援会	主たる事務所の所在地	杵島郡江北町八町六五二番地	杵島郡江北町大字山口三三五五番地
古賀よしゆき後援会	主たる事務所の所在地	佐賀郡久保田町大字久保田八〇五番地一	佐賀郡久保田町大字新田一一〇七番地一
	会計責任者	古賀つる代	中島　輝雄
日本司法書士政治連盟佐賀会	代表者	田中　鶴義	馬場　實
	会計責任者	江口洋之介	力武　秀幸
日本司法書士政治連盟佐賀会	代表者	長田　徝	田中　鶴義
	会計責任者	嘉村　幸彦	江口洋之介
「秀島敏行」を支援する佐賀市役所ＯＢの会	会計責任者	井原　信行	杠　勤
佐賀市役所ＯＢによる「福岡たかまろ」を支援する会	会計責任者	井原　信行	杠　勤
佐賀小泉あきお会	政治団体の名称	佐賀小泉あきお会	佐賀小泉顕雄会
八谷克幸後援会	会計責任者	八谷　克幸	江口　匠
徳光清孝後援会	主たる事務所の所在地	佐賀市朝日町五番一五号	佐賀市水ヶ江三丁目九番一七号
太田きよ子と県政を輝かせる会	主たる事務所の所在地	佐賀市城内二丁目二－四六　光明ビル一階	佐賀市鬼丸町一四－三六

佐賀県商工青年政治連盟	主たる事務所の所在地	佐賀市諸富町寺井津二二一	佐賀市諸富町為重二六－一
	代表者	坂本　武典	川﨑　常博
	会計責任者	水田　敦史	内村　保雄
岩田かずちか後援会	主たる事務所の所在地	佐賀市成章町五番二号	佐賀市天神一丁目二番五八号
日本司法書士政治連盟佐賀会	代表者	力武　秀幸	長田　徖
	会計責任者	鈴木　謙一	嘉村　幸彦
保利耕輔山内町後援会	主たる事務所の所在地	武雄市山内町大字鳥海一八四三三番地二	武雄市山内町大字三間坂甲一三九三五番地二
	代表者	杉原　豊喜	永尾　光義
日本薬業政治連盟佐賀県支部	主たる事務所の所在地	佐賀市開成六丁目一二－二五	小城市三日月町堀江一七四一㈱アステム内
	代表者	野中　多悦	平田　博章
	会計責任者	林田　成人	原田　広昭
石井久起後援会	会計責任者	石井　厚子	石丸　孝征
佐賀県地区税理士政治連盟	代表者	石丸　新	田中　進
池川益代後援会	代表者	池川　達朗	池川　福美
佐賀県藤井基之薬剤師後援会	代表者	高祖　順一	宇都宮　甫
	会計責任者	佛坂　浩	川副　隆裕
佐賀県楢﨑近薬剤師後援会	代表者	高祖　順一	宇都宮　甫
	会計責任者	佛坂　浩	川副　隆裕
佐賀県峰達郎薬剤師後援会	代表者	高祖　順一	宇都宮　甫
	会計責任者	佛坂　浩	川副　隆裕
佐賀県薬剤師連盟	代表者	高祖　順一	宇都宮　甫
	会計責任者	佛坂　浩	川副　隆裕
川上義幸後援会	主たる事務所の所在地	佐賀市兵庫南一丁目二二－一一	佐賀市神園二－八－二三パークサイド神園一〇一号室

	会計責任者	手塚　國俊	山口三喜男
稲富康平後援会	代表者	片渕　弘晃	栗山　紀平
	会計責任者	山口　守	川﨑さとみ
佐賀県ビルメンテナンス政治連盟	主たる事務所の所在地	佐賀市高木瀬町大字長瀬三〇七－四	小城市牛津町乙柳六二六番地六
	代表者	小部　功	江口　武
佐賀県自動車整備政治連盟	代表者	福岡龍一郎	柴田　政弘
楢﨑近政策研究会	会計責任者	毛利　幸雄	平　政雄
楢﨑近後援会	会計責任者	毛利　幸雄	平　政雄
かわさき直幸後援会	代表者	原　二男	高柳　善次
佐賀県山田としお後援会	会計責任者	光武　司	柳川　正博
川上義幸後援会	主たる事務所の所在地	佐賀市水ヶ江一丁目八－一七　自民党佐賀県連会館	佐賀市兵庫南一丁目二二－一一
留守茂幸後援会	主たる事務所の所在地	佐賀市大和町大字尼寺二七六三－二三	佐賀市大和町大字東山田三七八〇
今村雅弘後援会	主たる事務所の所在地	佐賀市末広二丁目一三－三六	鹿島市大字納富分三一一一－七
佐賀県看護連盟	会計責任者	陣内登貴子	大塚　昭子
副島准一後援会	主たる事務所の所在地	佐賀郡東与賀町大字田中五八六番地	佐賀郡東与賀町大字下古賀一八九九
	代表者	北村　守	松尾　浩介
	会計責任者	山田　悦哉	北村　守

◉佐賀県選挙管理委員会告示第七十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとお

り公表する。

平成十九年十一月七日

佐賀県選挙管理委員会
委員長　松　尾　紀　男

一　政党

政党の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党佐賀県佐賀市第四支部	佐野　辰夫	平成一九年四月五日
自由民主党佐賀県唐津市第三支部	瀬戸　久司	平成一九年四月二三日
自由民主党上峰町支部	糸山　和男	平成一九年三月三一日
自由民主党三養基郡協議会	糸山　和男	平成一九年四月三〇日
自由民主党佐賀県歯科技工士会支部	牛島太賀志	平成一七年四月一日
自由民主党七山支部	中村　健一	平成一九年六月一〇日

二　その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
西山英徳後援会	野中　良夫	平成一八年一二月三一日
黒川通信後援会	樋口　国昭	平成一八年一二月三〇日
佐野辰夫後援会	石丸　正治	平成一九年四月五日
永尾みつよし後援会	東島　忠	平成一九年三月三一日
貞方喜延後援会	貞方　美博	平成一九年四月一日
悠久政策研究会	瀬戸　久司	平成一九年四月二三日
森永博之後援会	井辺徳次郎	平成一九年四月二六日
日本司法書士政治連盟佐賀会	長田　徝	平成一九年三月三一日
瀬戸久司後援会	佐伯　和幸	平成一九年五月一四日
小石弘和後援会	内田　孝喜	平成一九年五月一五日
須川チサ子後援会	中島てる子	平成一八年一二月三一日
池川益代後援会	池川　達朗	平成一七年九月三〇日
蒲地春彦後援会	浦郷　量	平成一八年一二月三一日
野田ヨシエ後援会	武富健治郎	平成一九年六月六日
中村圭一後援会	中村　圭一	平成一八年三月三一日
稲富康平後援会	片渕　弘晃	平成一九年六月一四日
かとう邦子後援会	吉田　由子	平成一七年三月三一日
藤浦あきら後援会	青木　敦	平成一九年三月二五日
古川正敏後援会	久保　安則	平成一七年一二月三一日
鹿島市活性化懇話会	峰松　節治	平成一九年五月三一日
池田德馬後援会	池田　正大	平成一八年二月二八日
江里口いさむ後援会	江里口　勇	平成一九年七月九日
古賀安行後援会	小渕喜徳郎	平成一九年六月三〇日
田中良徳後援会	小笠原　芳	平成一九年三月三一日
中原おさむ後援会	峯　常子	平成一九年三月三一日
ふじた征己後援会	森永　一人	平成一七年三月三一日
笠原義久後援会	山口　禧紀	平成一九年九月七日
八谷輝善後援会	八谷　恒敏	平成一九年三月三一日
江口善己後援会	枝国勇一郎	平成一九年九月二四日

◉佐賀県選挙管理委員会告示第七十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成十九年十一月七日

佐賀県選挙管理委員会
委員長　松　尾　紀　男

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
川上　義幸	参議院議員	川上義幸後援会	佐賀市神園二－八－二三パークサイド神園一〇一号室	川上　義幸
中野　茂康	佐賀市議会議員	中野しげやす後援会	佐賀郡久保田町大字久保田一一七一	中野　茂康
渋田　満	佐賀市議会議員	しぶた満後援会	佐賀郡久保田町大字徳万一五六九	渋田　満
西岡　正博	佐賀市議会議員	西岡まさひろ後援会	佐賀郡久保田町大字新田一五三四－一	西岡　正博

◉佐賀県選挙管理委員会告示第七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成十九年十一月七日

佐賀県選挙管理委員会
委員長　松　尾　紀　男

資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
橋本やすし後援会	主たる事務所の所在地	鳥栖市本町一丁目八六四	鳥栖市京町七二九番地
山口隆敏後援会	主たる事務所の所在地	西松浦郡有田町岩谷川内二丁目五番一号	西松浦郡有田町南原甲八三四
古賀よしゆき後援会	主たる事務所の所在地	佐賀郡久保田町大字久保田八〇五番地一	佐賀郡久保田町大字新田一一〇七番地一
徳光清孝後援会	主たる事務所の所在地	佐賀市朝日町五番一五号	佐賀市水ヶ江三丁目九番一七号
太田きよ子と県政を輝かせる会	主たる事務所の所在地	佐賀市城内二丁目二－四六光明ビル一階	佐賀市鬼丸町一四－三六
川上義幸後援会	主たる事務所の所在地	佐賀市兵庫南一丁目二二－一一	佐賀市神園二－八－二三パークサイド神園一〇一号室
川上義幸後援会	主たる事務所の所在地	佐賀市水ヶ江一丁目八－一七自民党佐賀県連会館	佐賀市兵庫南一丁目二二－一一
留守茂幸後援会	主たる事務所の所在地	佐賀市大和町大字尼寺二七六三－二三	佐賀市大和町大字東山田三七八〇

◉佐賀県選挙管理委員会告示第七十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成十九年十一月七日

佐賀県選挙管理委員会
委員長　松　尾　紀　男

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
瀬戸　久司	佐賀県議会議員	悠久政策研究会	唐津市鏡一〇六〇－一	瀬戸　久司	平成一九年四月二三日

購読料　一か年三一、二〇〇円（送料共）
申込先　佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年十一月七日印刷及び発行
発行者　佐賀県知事　古川　康

発行定日　毎週月水金曜日
印刷所　㈱古川総合印刷

古紙配合率100％再生紙を使用しています